

## 「ケアハウスてっせい」重要事項説明書

当施設はご契約者に対してケアハウスてっせいにおける施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◆目 次◆◆	
1. 事業者	P 1
2. ご利用施設	P 2
3. 施設・設備等の概要	P 2
4. 職員の配置状況等	P 3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	P 3
6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)	P 5
7. 緊急時における対応について	P 6
8. 災害対策について	P 6
9. 事故発生時の対応及び損害賠償について	P 6
10. 秘密保持について	P 6
11. 施設入所中の留意事項について	P 6
12. 身体拘束について	P 6
13. 苦情の受付について	P 6
14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況	P 7

### 1. 事業者

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 哲西福祉会    |
| (2) 法人所在地 | 岡山県新見市哲西町4351番地 |
| (3) 電話番号  | 0867-94-3533    |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 塚本 陽 満      |
| (5) 設立年月  | 平成16年3月22日      |

## 2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 軽費老人ホーム（ケアハウス）
- (2) 施設の目的 新見市が設置し、指定管理者制度により社会福祉法人哲西福祉会が管理運営するケアハウスてっせいは、老人福祉関係法に基づき、ご契約者が心身共に充実した明るい生活を送ることができるよう、適切な施設サービスを提供することを目的とする。
- (3) 施設の名称 ケアハウスてっせい
- (4) 施設の所在地 岡山県新見市哲西町矢田4351番地
- (5) 電話番号 0867-94-3533
- (6) 施設長 氏名 藤村 晃
- (7) 当施設の運営方針  
高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入所者の自主性を尊重することを基本として、入所者が明るく心豊かな生活ができるよう、食事の提供、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病、災害等緊急時の対応等、処遇に万全を期することを基本方針とする。
- (8) 開設年月 平成16年4月1日
- (9) 入所定員 15人

## 3. 施設・設備等の概要

- (1) 建物の概要  
・構造 鉄筋コンクリート造り瓦葺2階建
- (2) 居室等の概要

当施設では以下の居室及び主要な設備をご用意しています。入居される居室のタイプは個室、2人部屋がありますのでご希望のタイプを旨お申し出下さい。

(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
1人室	11室	トイレ・簡単なキッチン完備
2人室	2室	トイレ・簡単なキッチン完備、2部屋
合計	13室	各室冷暖房設備・ナースコール設備有り
食堂	1室	
洗濯室	1室	洗濯機・乾燥機完備
浴室	2室	普通浴室2室

- ☆ 居室の変更・・・ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議の上決定するものとします。

## 4. 職員の配置状況及び職務内容・勤務体制

- (1) ご契約者に対して施設サービスを提供する職員の配置状況、主な職務内容は以下の通りです。  
※ 職員の配置については、基準を遵守しています。
- ① 施設長・・・・・・・・1名（他事業所兼務）  
・施設全般の統括（管理者）

- ② 生活相談員・・・１名
  - ・入所者の入退所、日常生活援助、余暇活動支援、家族及び関係機関との連絡調整等に関すること
- ③ 調理員・・・・・・・・１名（母体施設の勤務形態に含まれる）
  - ・調理業務全般

(2) 職員の勤務体制

職種	勤務日及び時間	休日
・施設長	月～金 8:30～17:15	土・日・祝祭日 12月29日～1月3日
・生活相談員	月～金 8:30～17:15	土・日・祝祭日 12月29日～1月3日
・調理員	交代勤務 早出 6:00～15:00 中出 7:00～16:00 普通出 8:30～17:30 遅出 10:15～19:15	交代勤務

## 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1) サービスの概要

①食事

当施設では、管理栄養士の立てる献立により、ご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

**食べられないものやアレルギー等がある場合には、事前にお申し出ください。**

食堂にて食事をとっていただくことを基本としています。

(食事時間)

朝食：8:00～9:00 昼食：12:00～13:00 夕食：18:00～19:00

②入浴

隔日以上入浴していただけるよう準備を行います。入浴日以外でもシャワーが使用できるよう努めます。

③相談援助

ご契約者の入所後の日常生活上の各種相談に応じ、適切な助言ができるよう努めます。又、ご契約者が特別な介護が必要になった場合には、居宅サービスの利用等事業者との連携を図り、有効な利用ができるよう援助します。

④緊急時の対応

ご契約者のけが、急病等が発生した場合には、必要な措置を講じることができるよう努めます。

⑤ご契約者が自主的に行うレクリエーション及び趣味活動について、職員は必要に応じて助言を行う等援助させていただきます。

### <利 用 料 金>

(1) ご契約者の収入に応じて別紙料金表によって決められた金額をお支払い下さい。

①生活費

②冬季加算（11月～3月まで）

③サービス費（サービス提供に要する費用）

④居住費

☆制度改正等がある場合はその決められた額に変更することになります。その場合事前に変更の内容をご説明します。

(2) その他の料金・費用

①趣味活動等ご契約者個人で行うものの費用

②ご契約者が特別な介護を必要としたときの費用・・・外部の介護保険サービス利用料等

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)の料金は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払
イ. 金融機関口座からの自動引き落とし(引き落とし日 15日・20日)
ご利用できる金融機関: 郵便局、JA晴れの国岡山

前記(2)の趣味活動等の費用については、原則としてご契約者ご本人のお支払いとなります。又、介護保険サービス等の利用料については、居宅サービス事業所の指定された方法によりお支払いいただきます。

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	哲西町診療所
所在地	新見市哲西町矢田3604
電話番号	0867-94-9224
入院設備	無

医療機関の名称	渡辺病院
所在地	新見市高尾2278-1
電話番号	0867-72-2123
入院設備	有

医療機関の名称	新見中央病院
所在地	新見市新見827-1
電話番号	0867-72-2110
入院設備	有

医療機関の名称	太田病院
所在地	新見市西方426
電話番号	0867-72-0214
入院設備	有

医療機関の名称	長谷川記念病院
所在地	新見市高尾793-6
電話番号	0867-72-3105
入院設備	有

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	哲西町歯科診療所
所在地	新見市哲西町矢田3604
電話番号	0867-94-9225

## 6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。

- ①入所要件に関して虚偽の届出を行った場合
- ②利用料を支払わない場合
- ③サービス提供に要する費用減額の申請に虚偽の届出を行った場合
- ④施設長の承認を得ないで、建物、付帯設備等の造作、模様替えを行いかつ原状に回復しない場合
- ⑤共同生活の秩序を乱し、注意したにもかかわらず他の入所者に迷惑をかけることが続く場合
- ⑥特別養護老人ホーム入所対象者程度にもかかわらず、必要な介護を受けることができない場合
- ⑦金銭の管理、各種サービス利用について判断ができなくなった場合
- ⑧ご契約者が長期療養等3ヶ月以上不在になる場合（施設との協議による）
- ⑨ご契約者が死亡した場合
- ⑩ご契約者より契約解除の申し出があった場合
- ⑪事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ⑫施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合

(1) ご契約者からの退所の申し出

ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに退所届をご提出ください。

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（前記①から⑦の場合）

事業者から契約を解除させていただく場合は、7日間の予告期間をおいて契約を解除させていただきます

(3) 円滑な退所のための援助

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況等置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 7. 緊急時における対応について

ご契約者が施設サービス実施中に病状等の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにかかりつけ医に連絡する等必要な措置を講じるとともに、ご家族等関係者に連絡をとるようにします。

## 8. 災害対策について

施設は、非常災害対策に備えて消防計画等対処する計画を作成し、計画に基づき年2回以上の避難訓練等を行います。

#### 9. 事故発生時の対応及び損害賠償について

入所者に事故が発生した場合には、速やかにご家族等の関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。このとき、施設側に故意又は過失がある場合には、速やかにご契約者の損害を賠償します。ただし、ご契約者側に重過失がある場合には、損害賠償の額を減じることがあります。

#### 10. 秘密保持について

施設職員は、業務上知り得たご契約者又はそのご家族の秘密を漏らすことはいたしません。また施設職員であった者に、業務上知り得たご契約者又はそのご家族の秘密を守るため、施設職員でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らしてはならない旨を雇用時から徹底するとともに、退職時に誓約書を徴収し秘密をお守りいたします。

ただし、在宅へ帰られる等退所される場合や外部介護保険サービスを利用する場合に、円滑な退所及び利用の支援を行うため、サービス担当者会議等においてご契約者の個人情報やそのご家族の情報を使用する場合があります。

#### 11. 施設入所中の留意事項について

- (1) 他の入所者が、適切な施設サービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害することのないようご注意ください。
- (2) 施設の設備、備品等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用するようこころがけてください。
- (3) 当事業所の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- (4) 喫煙は事業所内の決められたスペース以外ではできません。
- (5) その他、ご不明な点がありましたらご遠慮なく職員にお尋ねください。

#### 12. 身体拘束について

- (1) ご契約者の生命、身体を保護するため、緊急やむをえない場合にご契約者の身体への拘束を行う場合があります。この場合の要件は、切迫性、非代替性、一時性とし、使用する用具、期間を定め、利用者、家族と協議し同意書を交わした上で行い記録に残します。
- (2) 当事業所内に身体拘束廃止委員会を設置し、改善計画の作成等身体拘束の廃止に努めます。

#### 13. 苦情の受付について

施設サービス等に関する苦情について、苦情処理規程に基づき迅速かつ適切に対処するため第三者委員を含めた苦情処理委員会を設置し、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じご契約者及びご家族にご説明できるよう体制を整えています。

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

電話・FAX番号 電話 0867-94-3533 ・ FAX 0867-94-3535

苦情受付担当者 生活相談員 水口 玲 恵

苦情解決責任者 施設長 藤村 晃

受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15

○その他の苦情受付

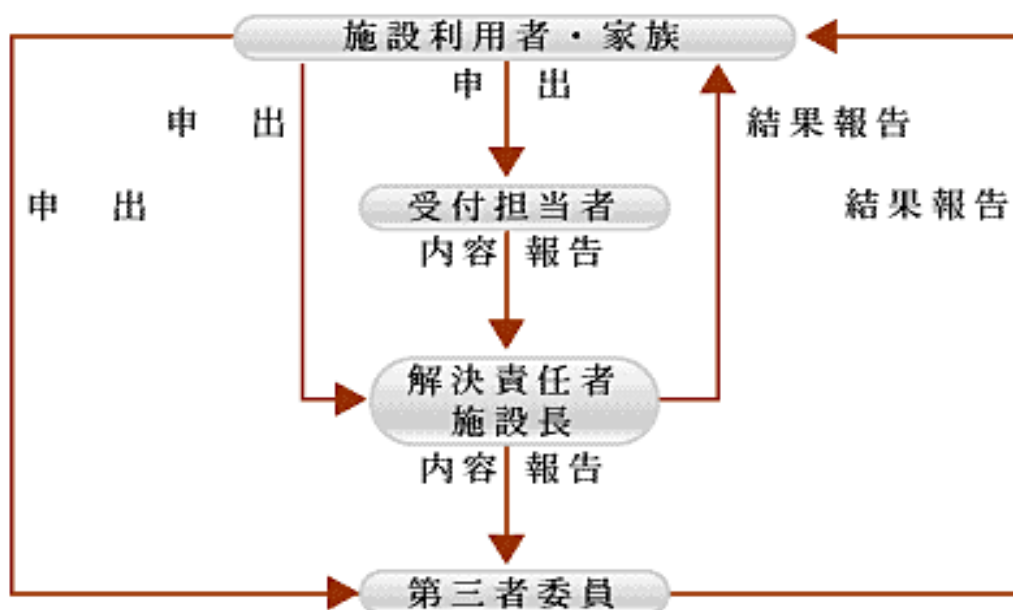
哲西福祉会第三者委員

埜 香 澄

電話 0867-94-3182

渡 辺 昭 良

電話 0867-94-2059



#### 14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

○未実施

令和 年 月 日

ケアハウスてっせいにおける施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ケアハウスてっせい

説明者 職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、ケアハウスてっせいにおける施設サービスの提供の開始に同意しました。

契約者住所 \_\_\_\_\_

契約者氏名 \_\_\_\_\_ 印